**法人市民税関係書類**

**第20号様式記載要領**

１．この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。

２．この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に１通を提出すること。

３．※印の欄は記載しないこと

４．「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５．金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。また、記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付すること。

６．法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

７．「期末現在の資本均等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２イ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第１号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８．通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算法人であった法人（法第321条の８第３項（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第13条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）、第８項、第13項、第19項又は第26項（令和２年改正法附則第13条第６項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする通算法人であった法人に限る。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の「課税標準となる法人税額⑭」の欄の金額を記載すること。

９．連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）であった法人（令和２年改正法附則第13条第４項若しくは第５項において準用する法第321条の８第３項又は令和２年改正法附則第13条第６項において準用する法第321条の８第26項の規定の適用を受けようとするものに限り、通算法人及び通算法人であった法人を除く。）にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「退職年金等積立金に係る法人税額④」までの各欄は記載しないこととし、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「課税標準」の欄に第20号様式別表１の３の「課税標準となる法人税額⑦」の欄の金額を記載すること。

10．市町村内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、「法人税法の規定によって計算した法人税額①」から「仮装経理に基づく法人税割額の控除額⑪」までの各欄は記載しないこととし、「差引法人税割額⑫」の欄に第20号様式別表１の２の「計⑩」の欄の金額を記載すること。

11．「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書（別表１）の「法人税額計」の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40％相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載し、括弧内には、土地譲渡利益金額に対する法人税額、税額控除超過額相当額等の加算額及び使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の支出の額の40％相当額）の合計額を記載すること。

12．「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「課税標準」の欄は、「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の欄の金額を「当該法人の全従業者数」の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「当該法人の全従業者数」の欄の数値のけた数に１を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てる。）に、「左のうち当該市町村分の従業者数」の欄の数値を乗じて得た額を記載すること。

13．　「⑳のうち見込納付額」の欄は、法人税法第75条の２第１項（同法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人（同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた法人を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。

14．　「還付請求税額」の欄は、法第321条の８第32項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。

15．「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

**◎均等割及び法人税割の税率は、下表のとおりです。**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 法人等の区分 | | 枚方市内の  従業者数の  合計 | 税率 | | | |
| 均等割  （年額） | 法人税割 | | |
| １ | 「資本金等の額」が50億円を超える法人 | 50人超 | 3,000,000円 | 平成26年  ９月30日以前に  開始する事業年度  14.7％ | 平成26年  10月１日以後、  令和元年９月30日以前に  開始する事業年度  12.1％ | 令和元年  10月１日  以後に開始する  事業年度  8.4％ |
| 50人以下 | 410,000円 |
| ２ | 「資本金等の額」が10億円を超え50億円以下の法人 | 50人超 | 1,750,000円 |
| 50人以下 | 410,000円 |
| ３ | 「資本金等の額」が１億円を超え10億円以下の法人 | 50人超 | 400,000円 |
| 50人以下 | 160,000円 |
| ４ | 「資本金等の額」が1千万円を超え1億円以下の法人 | 50人超 | 150,000円 |
| 50人以下 | 130,000円 |
| ５ | 「資本金等の額」が1千万円以下の法人 | 50人超 | 120,000円 |
| 50人以下 | 50,000円 |
|  | 上記以外の法人 |  | 50,000円 |

（注）資本金等の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として、法人税法施行令第８条に規定する金額をいいます。

ただし、保険業法に規定する相互会社については、純資産額として地方税法施行令第45条の３の２の規定により算定した金額をいいます。

（平成27年４月１日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額（前述の金額から無償増減資等の額を加減算した額）」と「資本金の額

及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。）